

養育医療の給付を申請される方へ

【制度の概要】

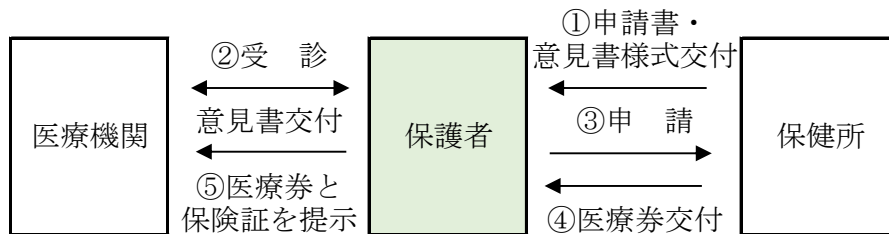
この制度は、正常の新生児に比べて機能が未熟で疾病にかかりやすく入院養育が必要な未熟児に、必要な医療の給付を行うものです。出生時体重が 2,000 g 以下又は生活力が特に弱く、強い黄疸や呼吸器等の症状があつて、指定医療機関に入院した場合に該当します。

世帯の住民税の課税状況に応じて費用徴収があります（裏面参照）。

給付が決定すると医療券が交付され、指定医療機関の窓口で医療券と保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

【医療券交付の流れ】

（医療券交付までの所要日数：保健所へ申請をしてから三週間程度かかります。）



【必要書類】

養育医療給付申請書	保護者の方が記入してください。
養育医療意見書	主治医の先生に記入してもらってください。 *意見書の有効期限は3ヶ月です。
養育医療世帯調書	保護者の方が記入してください。
住民税額決定通知書の写し または 住民税の課税（非課税）証明書 ※4～6月申請の方は前年度のもの、7月以降申請の方は当年度のものをご準備ください。 ※生活保護を受けている世帯の方は保護受給証明書の提出が必要となります。	赤ちゃんと同一生計の方全員分（赤ちゃんを除く） ただし、課税（非課税）証明書で扶養となっていることが確認できる方は省略できます。 ※養育医療世帯調書にて地方税関係情報取得についての同意をいただいた方は、提出を省略することができます。詳しくは、養育医療世帯調書下部の注意書きをご確認ください。ただし、地方税関係情報が照会できない場合には、別途必要書類の提出を求められます。
健康保険証	お子様の健康保険証をご持参ください。（発行手続き中の方はお子様が加入する予定の健康保険の被保険者のものをご用意ください。）
申請される方（保護者）の本人確認書類	公的機関が発行した顔写真つきのもの 運転免許証、パスポート、在留カードなど
個人番号確認書類	個人番号カード、個人番号通知カード（ただし、デジタル手続法の施行後に、記載事項に変更が生じたものは不可。）、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 医療を受ける方（お子様）とその同世帯の方の分が必要です。 ※個人番号通知書は、個人番号確認書類としては使用できません。

【費用徴収額等】

費用徴収額	<p>医療費（健康保険適用分）の自己負担額のうち一部を、世帯の住民税の課税状況に応じて負担していただきます。ただし、文京区の場合は、乳幼児医療費助成制度（マル乳）で補っています。</p> <p>区（健康推進課）が自己負担額全額を支払った後、保護者に代わって費用徴収額を子育て支援課に請求します。</p> <p>医療券交付時に委任状も同封しますので、乳幼児医療証の負担者番号及び受給者番号を記入し、被保険者署名のうえ、健康推進課へ委任状の提出をお願いいたします（郵送での提出も可）。</p> <p>併せて、食事療養費（ミルク代）が本事業にて負担されます。</p> <p>※徴収基準額が0円の場合は、委任状の提出は不要です。</p>
医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間に基づき有効期間を決定します。
医療機関	指定養育医療機関での入院に限ります。

【医療券交付後について】

事 項	必要な手続き	備 考
住所・保険証等を変更した場合	変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> * 健康推進課宛てにご連絡ください * 医療券を持参してください。 * 文京区外からの転入は新規申請になります。
医療券を紛失した場合	再交付申請	* 健康推進課宛てにご連絡ください。
退院が延期になった場合	継 続 協 議	<ul style="list-style-type: none"> * 健康推進課宛てにご連絡ください * 継続協議書、継続の意見書等必要になります。

問い合わせ先	<p><u>文京区</u> 保健衛生部 健康推進課健康増進係 ☎ 5 8 0 3 - 1 9 6 1</p> <p>保健サービスセンター本郷支所 ☎ 3 8 2 1 - 5 1 0 6</p>
---------------	---